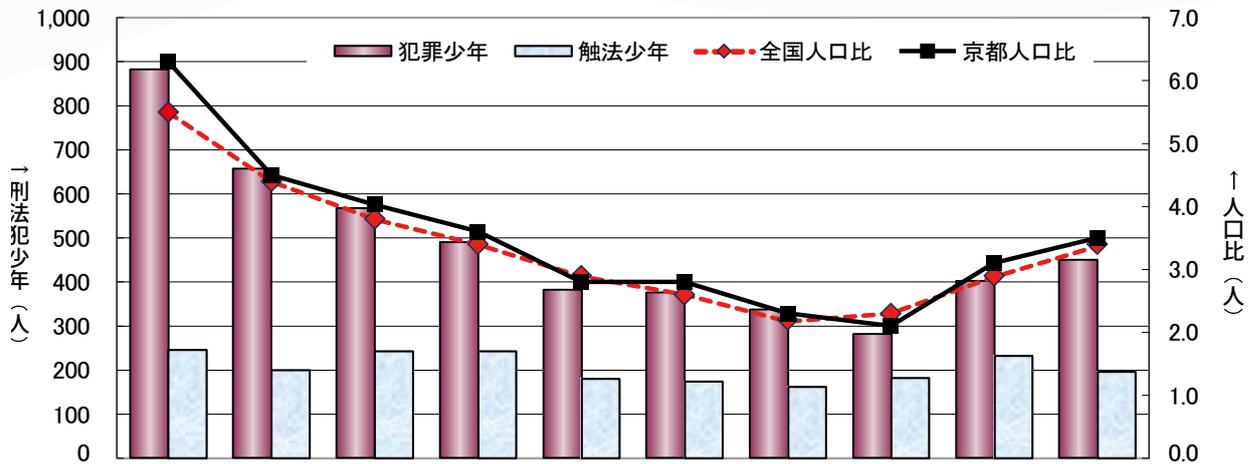


少年非行等の実態

～令和6年～



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯少年	1,128	857	811	735	563	550	500	465	635	646
犯罪少年	882	657	568	492	383	376	338	283	403	450
触法少年	246	200	243	243	180	174	162	182	232	196
全国人口比	5.5	4.4	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9	3.4
京都人口比	6.3	4.5	4.0	3.6	2.8	2.8	2.3	2.1	3.1	3.5

京都府における刑法犯少年の検挙・補導人員は2年連続で増加しました。
 触法少年は減少しましたが、犯罪少年が増加しています。
 刑法犯で検挙された少年（犯罪少年）の人口比は、京都府の人口比が全国平均を上回っています。

凡例

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の者
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
ぐ犯少年	保護者の正当な監護に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
人口比	国勢調査の結果を基礎に算出した京都府内に居住する14歳から19歳までの推計人口1,000人当たりの検挙人員
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領

注1 本資料の図表における構成比は、四捨五入してあるため、合計と内訳の数値の計が一致しない場合がある。
 注2 令和6年12月12日より「大麻取締法」の題名が「大麻草の栽培の規制に関する法律」と改められたが、令和6年は「大麻取締法」として表記している。

1 京都府における少年非行状況

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減			
						人員	増減率%		
非 行 少 年	刑法犯	犯罪少年	376	338	283	403	450	▲ 47	▲ 11.7
		触法少年	174	162	182	232	196	▲ 36	▲ 15.5
		計	550	500	465	635	646	▲ 11	▲ 1.7
	特別法犯	犯罪少年	147	145	131	144	129	▲ 15	▲ 10.4
		触法少年	14	17	18	33	20	▲ 13	▲ 39.4
		計	161	162	149	177	149	▲ 28	▲ 15.8
ぐ 犯 少 年	6	10	9	4	3	▲ 1	▲ 25.0		
合 計	717	672	623	816	798	▲ 18	▲ 2.2		
不良行為少年	19,629	21,043	24,497	27,727	33,528	5,801	20.9		

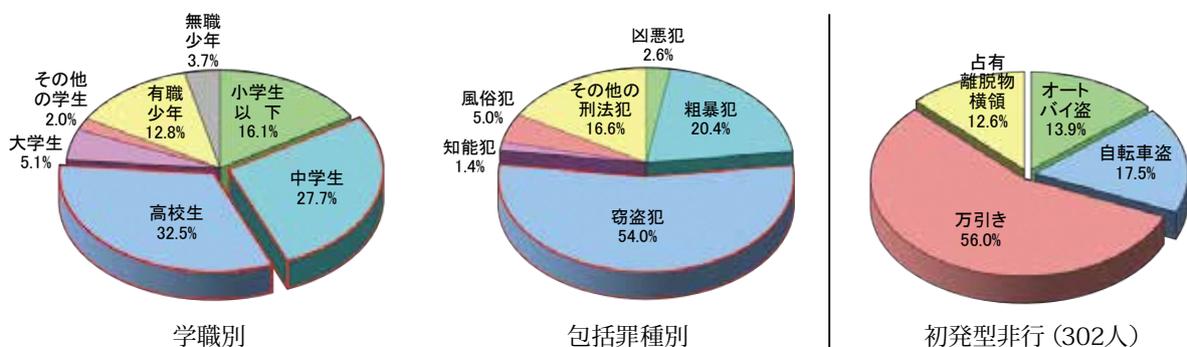
令和6年中の非行少年の検挙・補導人員は、798人（前年比−18人、−2.2%）でした。
不良行為少年の補導人員は、33,528人（前年比+5,801人、+20.9%）でした。

2 刑法犯少年の検挙・補導状況

(1) 学職別、包括罪種別

区分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増減	
									人員	増減率%
総 数	104	179	210	33	13	83	24	646	11	1.7
凶 悪 犯	1	8	3		2	3		17	2	13.3
粗 暴 犯	25	32	41	1		28	5	132	27	25.7
窃 盗 犯	59	93	114	16	8	42	17	349	▲ 14	▲ 3.9
うちオートバイ盗		16	19	1		2	4	42	12	40.0
うち自転車盗	2	14	22	6	1	5	3	53	▲ 7	▲ 11.7
うち万引き	47	37	53	5	6	15	6	169	▲ 23	▲ 12.0
知 能 犯			6			3		9	▲ 3	▲ 25.0
風 俗 犯	1	8	16	4		3		32	10	45.5
その他の刑法犯	18	38	30	12	3	4	2	107	▲ 11	▲ 9.3
うち占有離脱物横領	1	13	7	10	2	3	2	38	1	2.7
前 年 対 比	人 員	4	▲ 37	57	▲ 12	▲ 7	8	▲ 2	11	
増 減 率 %		4.0	▲ 17.1	37.3	▲ 26.7	▲ 35.0	10.7	▲ 7.7	1.7	

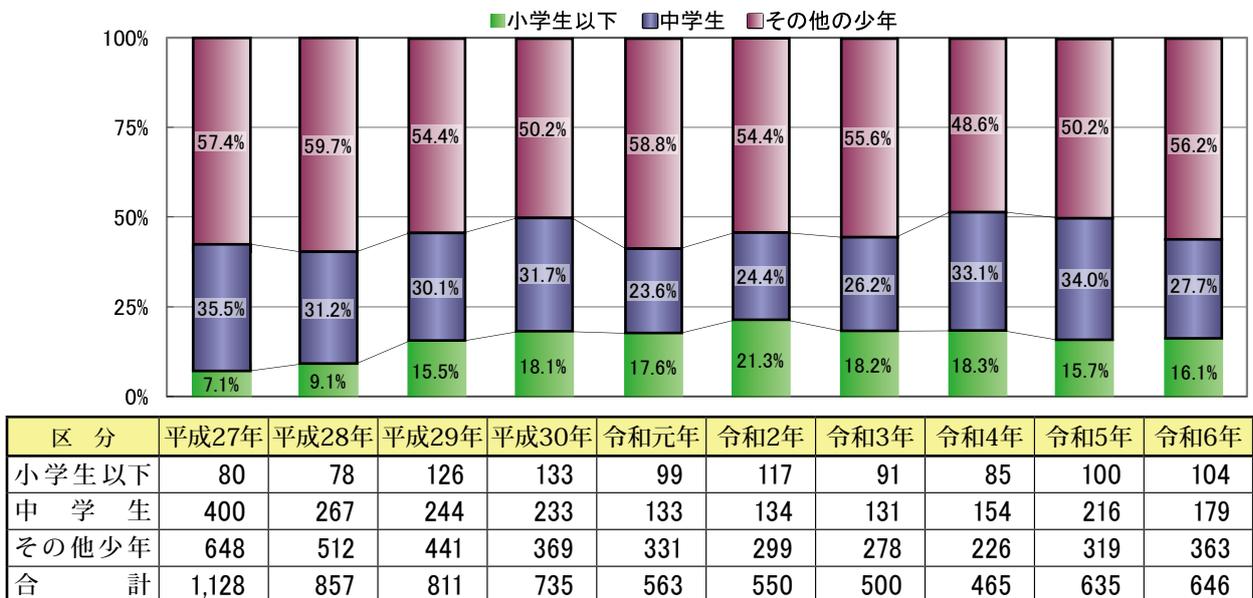
◎刑法犯検挙・補導人員646人の概要



刑法犯で検挙・補導した少年のうち学職別では、中学生と高校生で全体の約6割を占めています。

罪種別では、暴行、傷害といった粗暴犯が増加し、窃盗犯が約5割を占めています。
初発型非行が、刑法犯全体の約半数を占めています。

(2) 非行の低年齢化



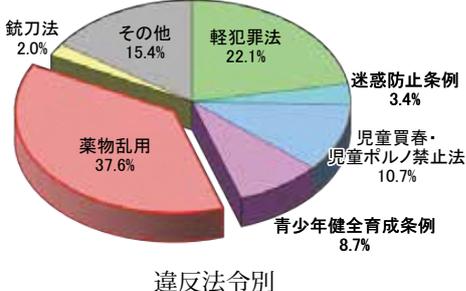
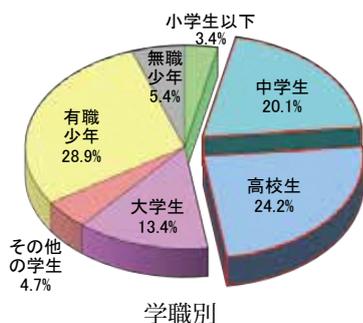
小学生以下の少年の占める割合が 16.1%（前年比+0.4P）と、高止まり傾向にあり、依然として非行の低年齢化がうかがわれることから、スクールサポーターによる小学校低学年を対象とした非行防止教室の開催などに取り組んでいます。

3 特別法犯少年の検挙・補導状況

(1) 学職別、違反法令別

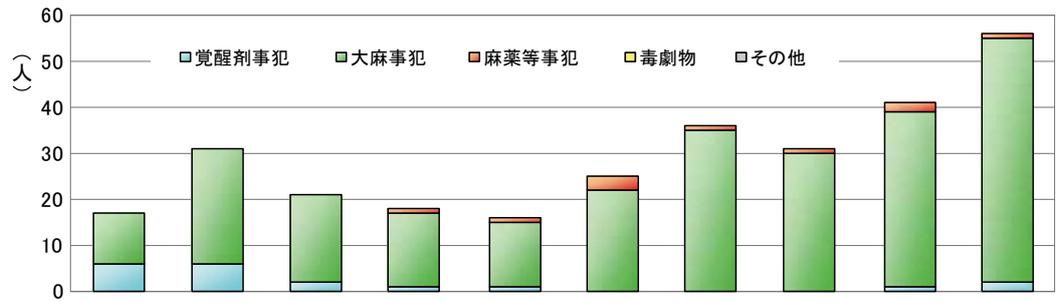
区分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増減	
									人員	増減率%
総数	5	30	36	20	7	43	8	149	▲ 28	▲ 15.8
軽犯罪法	5	20	6	1			1	33	▲ 18	▲ 35.3
迷惑行為防止条例		3	2					5	▲ 17	▲ 77.3
青少年健全育成条例				7		6		13	▲ 1	▲ 7.1
廃棄物処理法			2					2	▲ 1	▲ 33.3
児童買春・児童ポルノ法		1	10	2	1	1	1	16	▲ 10	▲ 38.5
銃砲刀剣類所持等取締法			2			1		3	▲ 3	▲ 50.0
覚醒剤取締法						1	1	2	1	100.0
大麻取締法		1	11	3	2	31	4	52	14	36.8
麻薬等取締法			1					1	▲ 1	▲ 50.0
麻薬特例法						1		1	1	—
その他		5	2	7	4	2	1	21	7	50.0
前年	▲ 6	▲ 15	▲ 13	1	0	9	▲ 4	▲ 28		
同期比	▲ 54.5	▲ 33.3	▲ 26.5	5.3	0.0	26.5	▲ 33.3	▲ 15.8		

◎特別法犯検挙・補導人員149人の概要



特別法犯で検挙・補導した少年のうち、学職別では、中学生と高校生が全体の約4割を占め、違反法令別では、大麻取締法違反や覚醒剤取締法違反等の薬物乱用事犯が全体の約4割を占めています。

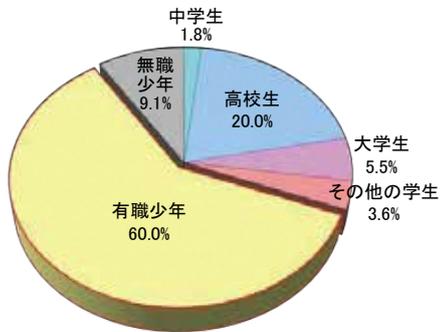
(2) 薬物乱用少年の状況



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	17	31	21	18	16	25	36	31	41	56
覚 醒 剤 事 犯	6	6	2	1	1				1	2
大 麻 事 犯	11	25	19	16	14	22	35	30	38	53
うち中学生		1		1	1		1			1
うち高校生	6	5	4	4	2	7	11	2	5	11
麻 薬 等 事 犯				1	1	3	1	1	2	1
毒 劇 物										
そ の 他										

※ 麻薬特例法を含む

◎薬物乱用少年56人の概要 (学職別)



薬物乱用防止教室の状況



薬物乱用少年56人のうち、53人（前年比+15人、+39.5%）が大麻事犯で検挙されており、少年への大麻の蔓延が懸念されます。

警察では、薬物乱用防止教室等を通じ、少年に大麻を始めとする違法薬物の危険性を正しく理解させる取組を行っています。

STOP! 大麻乱用!

大麻乱用により検挙される少年が急増しています。

インターネット上の誤った情報をうのみにして、友人や先輩等からの誘いを断れず、大麻を乱用するケースが認められることから、少年に正しい知識を習得させることが必要です。

また、昨年法律が改正され、既に禁止されている「所持」や「譲渡」に加え、新たに大麻の「使用」が禁止されました。

コレってウソ？ホント？よくある勘違い

Q1.

SNSで見たけど、
大麻って身体に害は
ないらしいよ!?

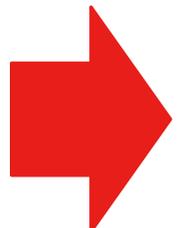


Q2.

少ない量の大麻なら
依存症にはならない
って聞いたけど?



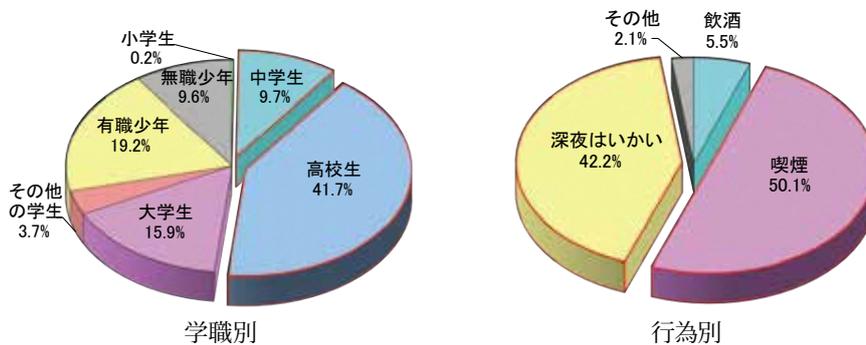
答えは次ページ



4 不良行為少年の補導状況

区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	総数	増 減		
									人員	増減率%	
総 数	82	3,267	13,983	5,333	1,225	6,423	3,215	33,528	5,801	20.9	
飲 酒		25	143	1,293	105	199	86	1,851	611	49.3	
喫 煙	3	835	3,756	4,039	1,060	5,093	2,014	16,800	4,116	32.5	
薬 物 乱 用		1	1			1	1	4	2	100.0	
粗 暴 行 為	12	51	36		2	7	3	111	17	18.1	
刃 物 等 所 持		1	2	1		1		5	1	25.0	
金 品 不 正 要 求										—	
金 品 持 ち 出 し	2		2					4	▲ 3	▲42.9	
性 的 い た ず ら									▲ 1	▲100.0	
暴 走 行 為			20		3	29	11	63	8	14.5	
家 出		3	1				1	5	1	25.0	
無 断 外 泊	1	38	36			4	6	85	56	193.1	
深夜はいかい	58	2,143	9,731		55	1,081	1,091	14,159	950	7.2	
怠 学	4	136	234					374	20	5.6	
不健全性的行為			1					1	▲ 6	▲85.7	
不 良 交 友										—	
不 健 全 娯 楽	2	34	20			8	2	66	29	78.4	
前 年 対 比	人 員	16	536	863	1,978	226	1,123	1,059	5,801		
	増 減 率 %	24.2	19.6	6.6	59.0	22.6	21.2	49.1	20.9		

◎不良行為補導人員33,528人の概要



非行の前兆である深夜はいかい、喫煙等の不良行為を行う少年に対する街頭補導活動により、令和6年中に33,528人の少年を補導しました。

学職別では高校生が最も多く、次いで有職少年となっています。また、中学生と高校生が、全体の約半数を占めています。

行為別では、「深夜はいかい」と「喫煙」で、全体の9割以上を占めています。



A1. ウソです!

大麻には脳に作用する成分が含まれています。

・時間や空間の感覚のゆがみ ・集中力の低下 ・情緒不安定 などの症状が出ます。

A2. その考え危険です!

「少しだけ!」「ちょっと試すだけ!」のつもりがいつの間にか使用量をコントロールできなくなり、**気づかないうちに大麻依存症になってしまいます。**

大切なのは正しい知識と断る勇気!正しい知識を伝え、違法薬物から少年たちを守りましょう!

5 福祉犯の検挙状況

区 分	令和5年			令和6年			増減		
	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年
児 童 福 祉 法	2	1	1	1	1		▲ 1		▲ 1
二十歳未満ノ者飲酒禁止法	4	5	4				▲ 4	▲ 5	▲ 4
二十歳未満ノ者喫煙禁止法	12	11	12	22	20	22	10	9	10
風 営 適 正 化 法									
職 業 安 定 法									
労 働 基 準 法									
青少年健全育成条例	34	34	29	40	32	34	6	▲ 2	5
児童買春・児童ポルノ禁止法	104	68	50	81	53	44	▲ 23	▲ 15	▲ 6
うち児童ポルノ	76	48	39	64	37	38	▲ 12	▲ 11	▲ 1
性的姿態撮影等処罰法	13	7	13	130	71	83	117	64	70
面 会 要 求 等	1			4		2	3		2
そ の 他	2	2	1	2	2	2			1
合 計	172	128	110	280	179	187	108	51	77

令和6年中の福祉犯の検挙状況は、検挙件数280件、検挙人員179人、被害少年187人で、前年比で検挙件数、検挙人員、被害少年数すべて増加しています。
被害少年のうち、152人が中学生、高校生であり全体の約8割を占めています。
また、児童ポルノ事犯の被害少年の約4割がSNSの利用に起因しています。

6 SNSの利用に起因する事犯に係る被害児童数

(1) 違反法令別

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	
							増 減	増減率%
総 数	54	36	43	35	44	38	▲ 6	▲ 13.6
児童買春・児童ポルノ禁止法	42	18	24	22	32	21	▲ 11	▲ 34.4
うち児童買春	8	2	4	7	10	5	▲ 5	▲ 50.0
児 童 福 祉 法		1		1	1		▲ 1	▲ 100.0
青少年健全育成条例	12	11	18	6	7	3	▲ 4	▲ 57.1
うちみだらな性行為	8	5	12	5	1		▲ 1	▲ 100.0
※ 重 要 犯 罪		6	1	6	4	11	7	175.0
うち不同意性交等		2		2	2	6	4	200.0
うち不同意わいせつ		3	1	2	1	5	4	400.0
逮 捕 監 禁								—
面 会 要 求 等								—
性的姿態撮影等処罰法						3	3	—

※ 重要犯罪は殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買を計上

令和6年中のSNSの利用に起因する事犯に係る被害児童数は、38人（前年比－6人、－13.6%）となり、ここ数年は横ばいで推移しています。

STOP! 子供の性被害!

警察では、X（旧Twitter）における注意喚起・警告活動や、啓発用ポスターを作成するなどして、SNSを通じて知り合った相手にだまされて、子供達が自分の裸の写真を送ってしまうなどの性被害を防止するための活動を行っています。



啓発用ポスター



注意・喚起警告用画像

(2) 学職別

区 分		令和6年						
		小学生以下	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	計
被 害 児 童		4	18	15			1	38
前 年 比	増 減	1	▲ 1	▲ 7			1	▲ 6
	増 減 率	33.3	▲ 5.3	▲ 31.8	—	—	—	▲ 13.6

学職別では、中学生が18人と最も多く、小学生以下も4人と前年比で1人増加しています。

7 少年相談活動の実施状況

(1) 少年相談活動状況

相 談		令和6年		うち 非行問題	うち 学校問題	うち 家庭問題	うち 犯罪被害
		件数	構成比				
総 数	少年自身	206	24.1	26	32	52	46
	保 護 者	513	59.9	105	85	171	60
	そ の 他	137	16.0	35	37	11	16
	計	856	100.0	166	154	234	122

令和6年中に警察本部少年課及び警察署における少年相談活動は856件で、そのうち保護者からの相談は513件でした。

また、相談内容は家庭問題が234件（少年相談全体の27.3%）でした。

(2) 少年自身による相談の学職男女別

学 職		少年 自身	学 生 ・ 生 徒					有職 少年	無職 少年	不詳	
			小学生 以下	中学生	高校生	大学生	その他 の学生				計
男 子		116	6	26	57	2	5	96	6	13	1
女 子		90	7	28	46	3	1	85	5		
総 数		206	13	54	103	5	6	181	11	13	1
	構成比	100.0	6.3	26.2	50.0	2.4	2.9	87.9	5.3	6.3	0.5

少年自身からの相談206件のうち、高校生が103件（全体の50.0%）と半数を占め、学生・生徒で約9割を占めています。

男女別では、男子116件（56.3%）、女子90件（43.7%）となっています。

闇バイトは犯罪です!

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。

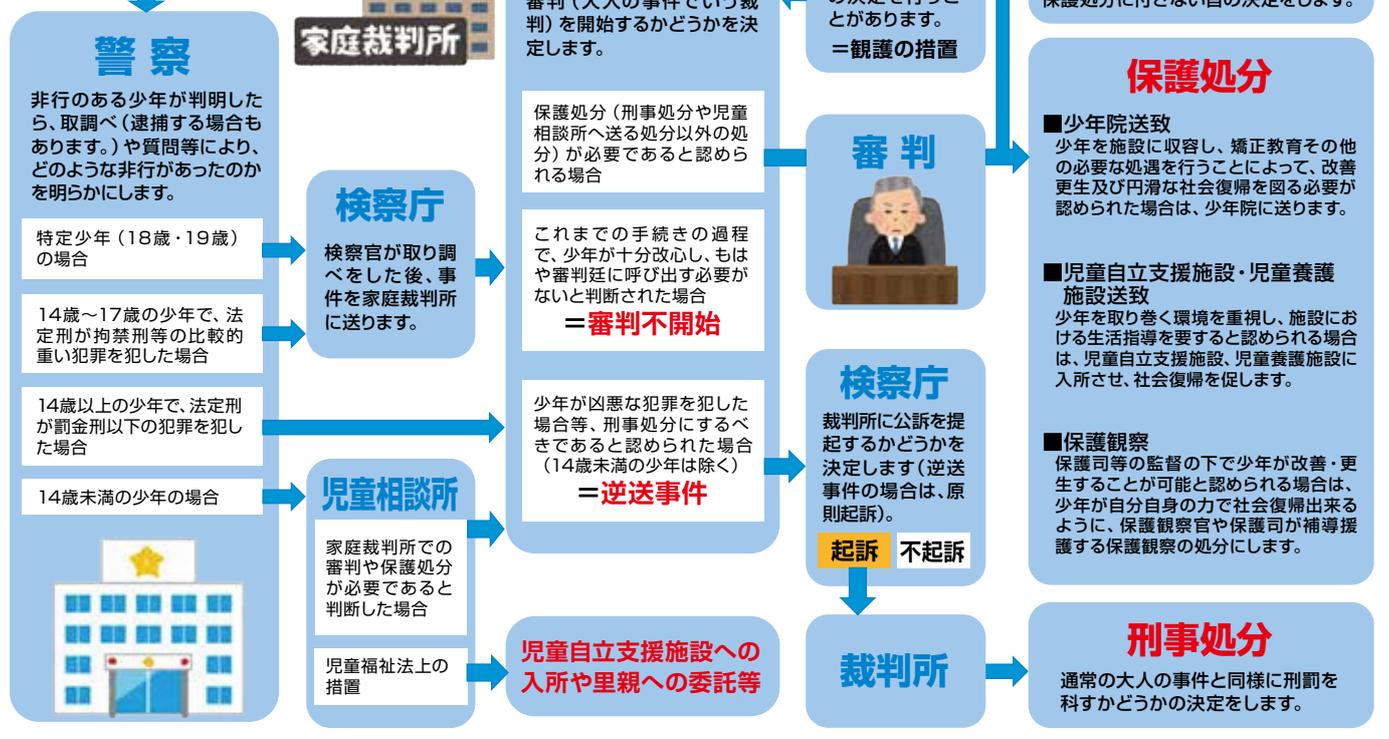
少年であっても、このような犯罪に加われば、**必ず捕まります!!** 厳しく処罰されます!!

「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。





少年事件手続きの流れ (概要)

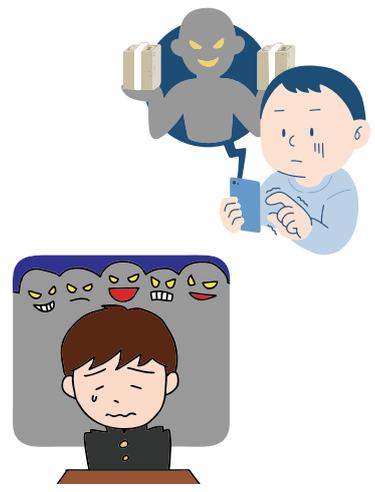


ヤングテレホン(少年相談)のご案内

少年サポートセンターでは、20歳未満の方の非行問題や犯罪被害などに関する相談を毎日24時間受け付けています。
相談できる方は、20歳未満の方やその家族の、関係者の方です。



- いじめや友人関係の悩み
- 家庭内暴力やしつけ、家出
- 大麻などの薬物問題
- 「闇バイト」に関する相談
- 児童ポルノなどに関する相談
- その他少年に関する相談



ひとりで悩まずご相談ください。

ヤングテレホン 075-551-7500

